

寄附すると税額が軽減されます

千秋公園さくらファンドは、秋田市に対する寄附(税法上の「特定寄附金」)ですので、所得税の寄附金控除および住民税の寄附金税額控除の対象となります。ただし、控除上限額がありますのでお気をつけください。

寄附控除参考例 共働き+20歳の子ども2人の場合…



※ 住民税所得割額の2割を超える場合は、住民税所得割額×20%で算出します。

注 意 ○上記の表はあくまでも目安となります。他の控除の有無や家族構成等によって控除上限額は変動します。
また、所得税率は収入によって変動しますのでご注意ください。

○上記の表は、平成27年以降の計算方法です。

○複数の寄附金(ふるさと納税等)が発生した場合は、寄附金額を合算して算出します。

○控除を受けるためには税務署へ確定申告または住所地の市町村へ申告していただく必要があります。

